
プロジェクト **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目 **第 581 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 581 回企業会計基準委員会（2026 年 7 月 23 日開催）において、フェーズ 1 の対象となる金融資産の分類アプローチに関する ASBJ 事務局の分析及び提案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全般的な意見）

2. 審議事項(4)-2 第 40 項に示された事務局提案の方向性に異論はない。

（事業モデルに関する意見）

3. 債権について、回収事業モデルのみとすることで実態を反映しない企業が生じる可能性が懸念されるため、回収及び売却事業モデルを設けるかについて今後の検討課題とすることを検討いただきたい。
4. 債権に回収及び売却事業モデルの区分を設けることについて、頻繁に利用されない定めとなる可能性や会計基準が読みづらいものになると直観的に理解するものの、将来の保険契約の基準開発の一助になると考えられるため、債権の回収及び売却事業モデルについて改めて議論することがよいと考える。
5. 債権について、回収事業モデルのみとするか、回収及び売却事業モデルの区分を設けるかは悩ましい論点と考える。現行実務において回収だけとはいえない事業モデルが存在すること及び我が国の成長戦略の一つである「投資運用立国」に向けた動きを踏まえると、将来的に回収及び売却事業モデルが必要となる状況を想定しつつ検討を進めることがよいと考える。
6. 回収及び売却事業モデルで保有される債権（FVOCI で測定される債権）について、どのように活用されているかを把握する観点から、海外における適用事例を確認いただきたい。

（組込デリバティブに関する意見）

7. 組込デリバティブの区分処理を求めるという事務局提案の方向性に異論はない。ただし、金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理の要件のうち、(1)の「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があること」及び(3)の「当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと」の要件については、これらの要件の必要性や代替案の有無を含めて、改めて審議する機会を設けて頂きたい。

(公正価値オプションに関する意見)

8. IFRS 会計基準を基礎としつつ米国会計基準の定めを活用する事務局の提案は、IFRS 任意適用企業の連結財務諸表と単体財務諸表の差異の解消を可能にするとともに、日本基準固有の実務への配慮を両立していると考ええる。また、国際的な整合性を向上させる観点から、審議事項(4)-2 第 41 項(3)の公正価値オプションの適用範囲は、「フェーズ 1 の対象となるすべての金融商品」とすることがよいと考える。
9. ASBJ では、事業投資と金融投資を区分して評価することを基本原則としていると理解している。実務上のニーズがあることや公正価値オプションを採用すること自体に異論はないものの、本来的には原価評価となる事業投資に公正価値オプションを適用して時価評価や評価差額を PL 処理する理由について、より丁寧に説明する必要があると考える。例えば、現行の会計基準におけるトレーディング目的の要件が厳し過ぎることによって、本来トレーディング目的とすべきものが除外されているということであれば、まずはトレーディング目的の定義自体を見直すことが先決であると考ええる。
10. 事業投資と金融投資の区分について、実務において明確な線引きが難しい部分があることは理解するものの、理屈の世界で考えるよりも範囲が広く、実務上の観点から何らかの手当が必要である場合には、改めて説明いただきたい。

(保険契約を発行する企業（保険会社）への対応に関する意見)

11. 保険契約を発行する企業に対する対応（経過措置を含む。）が必要であると考ええる。
12. 保険会社の現行実務を踏まえると、貸付金の売却は基本的に想定しておらず、貸付金の回収と利息収入の獲得を想定したものであることから、いわゆる回収事業モデルで保有されていると考える。この点、保険契約専門委員会で聞かれた意見は、将来的に IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）に照らした検討が行われた場合に、保険契約から生じる負債が関連する資産との間で会計上のミスマッチが生じうることの懸念したものであると考える。また、保険会社が保有する債券についても、保険契約から生

じる負債と密接な関係にあるため、保険契約に関連する検討や本プロジェクトのフェーズ2とあわせて、全体として議論することがよいと考える。

13. 前項の意見を踏まえると、現時点では債権の事業モデルを回収事業モデルのみとすることに問題はないと考えられるものの、将来において IFRS 第 17 号に照らした検討が行われた場合には、債権の事業モデルを回収事業モデルのみとすることで経済実態を表さない状況が生じうることを懸念している。この点に関連して、債権に回収及び売却事業モデルの区分を設けることについてのコスト及び便益を確認したい。

(別紙1の債権及び債券に係る判定フローチャート(イメージ)に関する意見)

14. 審議事項(4)-2 別紙1の債権及び債券に係る判定フローチャートについては、全体像や検討箇所の理解を促すものであるため、審議する上で非常に有用であると考ええる。

以 上